

【意見の概要とそれに対する市の考え方】

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>計画修正の概要の1～6頁について</p> <p>計画内容が多いので、国や新潟県が変更したことに伴う項目については、その旨が判断し易いように掲示して頂けると、時間を作り閲覧する住民にとっては、有り難いです。その点で今回は、修正の概要を冒頭で丁寧に説明入れてあると思います。</p> <p>また、県との整合性や、対策別の重複をまとめたということですので、効率的に確実に計画が実施されることを期待します。考えてみると、実務に当たる際も、修正した箇所の確認がしやすいことは、連携の際の手際にも関係することだと思います。</p> <p>国や県の修正との関係があるでしょうが、各種パブリックコメント募集が年度末に集中しているので、住民がゆっくり内容を閲覧することはできにくいです。当方も、特に気になる点を絞っての内容閲覧です。パブリックコメント募集の時期の再検討も必要かと思えます。</p>	<p>今回の修正については、計画構成を含む全面改訂を行ったため、修正の概要にて大きな修正点を提示させていただきました。</p> <p>今後の見直しに当たっては、必要に応じて新旧対照表を作成するなど、修正した箇所の確認にも配慮して資料の作成等を行います。</p> <p>また、パブリックコメントの募集時期については、いただいたご意見を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>津波災害対策編（P3, 4）第1章第2節1(1)ア 住民等に求められる役割（オ）、イ 地域に求められる役割（オ）等の内容について</p> <p>今後、洋上風力発電事業が市内沿岸海域において実施された場合、その海底を占有している事業者も地域の防災活動への協力を実施することが必要であり、そのように求めることになると思います。それとも、再エネ海域利用法のもとのみの対応になるのでしょうか。その点の見解をあらかじめ明示して欲しいです。</p> <p>また、巨大風車群が地震により海底か</p>	<p>洋上風力発電事業については、現在、法（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律）に基づき設置された「新潟県村上市及び胎内市における協議会」において、利害関係者との調整や事業者公募に当たっての留意事項についての検討を進めております。</p> <p>この協議会を通じて必要な防災・減災対策を検討し、洋上風力発電事業者に求</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>ら押し上げられて転倒したりすると波の変化が増強されるのではないかという不安もあります。さらに、巨大構造物の風車が津波と共に沿岸に押し寄せられて来て、被害が増大する危険性について、十分な予防措置をとることができる保証を求めておく必要があると考えます。自治体としては、法定協議会において、明確に意見を提示して、防災・減災対策を求める責務があると考えます。このことは、巨大台風の到来による暴風時や、冬季の暴風の増大等においても、同様の心配があります。その点の対処について、減災の観点からも、あらかじめ対応の検討が必要と考えます。</p>	<p>めるとともに、洋上風力発電事業が市内沿岸海域において実施された場合は、当該事業者に対し、住民の行う防災活動への協力や十分な予防措置・災害時の対応を求めてまいりたいと考えております。</p>
3	<p>全般的な事項について</p> <p>村上市は、わりあい災害が少ないという考えを述べる人がまだまだいるなど、感じる場合があります。しかし、高速道路の建設や、今後は海洋での事業のための大規模調査工事等があるかもしれませんし、それらの最中に大きな自然災害や事故災害の発生への心配が追加される可能性もあります。また、市内の各地には、老朽化したままの道路等公共インフラも多くなっています。そうした実情を見ると、身近な危険箇所の点検の増加により、早期に異常発見と処置が求められます。</p> <p>また、それらに接するリスクのある住民への減災への取組にはかなり具体的な訓練の反復が必要ではないかと思えます。自分事に置き換えて考える機会づくりがとても重要だと思います。防災訓練に就労状況や健康状況等で参加したくてもできない人もいます。地区内に複数の防災士がいて、少人数でも良い</p>	<p>ご意見にあるとおり、本市においても災害を「他人事」ではなく「わがこと」と考える機会づくりがとても重要だと考えております。このため、住民の方々の防災訓練への参加を広く呼び掛けるとともに、防災出前講座や防災訓練等を通じ、避難行動や災害発生時にとるべき措置等の普及・習得に努めてまいります。</p> <p>また、本市では村上市防災士会を組織するなど、平成26年度から町内・集落及び地域の防災リーダーとして活動する防災士を養成しており、各町内・集落に防災士が1人以上いることを目指しております。1人でも多くの方に町内・集落や地域の防災リーダーとして活動していただけるよう、引き続き市民の皆様のご理解ご協力をお願いしてまいります。</p> <p>なお、市内の公共インフラの老朽化対</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>ので集落内で具体的に想定した訓練ができると良いと思います。多くの人に参加できるとよいのですが、万一の時に指示や支援の要領を習得している人が複数いることで、危険回避が可能になることもあると思います。</p>	<p>策については、「村上市国土強靱化地域計画」等に基づき必要な施策を推進してまいります。</p>
4	<p>全般的な事項について</p> <p>原発事故による災害への避難計画の策定は別建てということでしょうか。複合災害で一番おそろしいことですが、避難計画の策定は、被ばくの現実を自覚して、安全な避難はできないことを明示して住民へ周知するべきです。それは、原発を脱炭素型のエネルギーだとして安全神話の再生を図ることへの批判にもなりますが、地震の起きやすい中越地方に立地している原発からの距離は当市も決して遠くではありません。起きてしまってからでは、取り返しがつかないことを福島で経験しています。その経験をなかつたことにしてリスクを見ないような対応は、住民の福祉に決してならないと考えます。</p> <p>万が一の柏崎刈羽原発事故で放射能が大量に漏れ出たら、風によっては届く範囲です。そして、西南や西北から海洋の風が吹くことで、今後洋上の構造物が増えると、そこに吹き付けられる放射性物質の残留や海洋の汚染が心配です。コンクリートの構造物は放射線量を多く出しているのを測定して経験していますから、そうした側面の防災意識も公務に当たる方には忘れないで頂きたいです。</p>	<p>本市は、即時避難区域（PAZ: 予防的防護措置を準備する区域）及び避難準備区域（UPZ: 緊急防護措置を準備する区域）の外に位置しておりますが、ご意見にあるとおり、柏崎刈羽原子力発電所において原子力災害が発生した場合には、本市でも新潟県地域防災計画に基づき防護措置等を実施する可能性があります。このことから、今後、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄や屋内退避の在り方など、原子力災害に備え新潟県と協議をしてまいります。</p>

以上